

指定地域密着型通所介護
予防専門通所型サービス
運営規程

社会福祉法人 すみれ福社会

松が丘すみれ園デイサービスセンター

通所介護事業および予防専門通所型サービス事業 運営規程

(事業所の目的)

第1条

社会福祉法人すみれ福祉会が開設する地域密着型通所介護事業及び予防専門通所型サービス事業（以下「事業」という）は、特別養護人ホームで行う老人デイサービス事業に係る設備（以下「デイサービスセンター」という）において、在宅の要介護及び要支援・事業対象者の認定を受けた者に対し、各種サービスの提供によって、これらの者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ると共に、その家族の精神的、肉体的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所の介護員等は、要介護及び要支援・事業対象者の認定を受けた者の身体的、精神的な状況判断に努め、個々人のニーズにあった介護を実施し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称、所在地)

第3条

名称 … 松が丘すみれ園デイサービスセンター
所在地 … 兵庫県明石市松が丘北町 1074番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

管理者 1名 必要な職種の職員配置、サービスの実施を指揮監督する業務
看護職員 1名以上 利用者の健康状態の定期的観察
介護職員 3名以上 介護業務、日常生活動作訓練
生活相談員 1名以上 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
機能訓練指導員 1名以上 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

- 一. 営業日は月曜日から金曜日とする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- 二. 営業時間は、9時00分から17時00分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条

基本事業の1日あたりの利用定員は、18名とする。

(指定通所介護の提供方法、内容及び利用料その他費用額)

第7条

介護の提供方法は、デイサービスセンターへの通所によるものとする。また介護内容は以下のとおりとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働省の定める基準によるもの、予防専門通所型サービスについては各市町村の定めるものとする。当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。その他費用は、食費、利用者または家族等の希望により購入、利用した物品、施術等の実費相当額とする。

- 一. 生活指導
- 二. 日常動作訓練
- 三. 介護サービス
- 四. 介護方法の指導
- 五. 健康状態の確認
- 六. 送迎
- 七. 給食
- 八. 入浴

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、明石市とする。

(記録の整備)

第9条

- 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
- 二 施設は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

(緊急時における対応方法)

第10条

事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに関係医療機関へ連絡するとともに、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第11条

- 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 二. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(非常災害対策)

第12条

防火管理の徹底を期し、もって火災、地震その他の災害による物的、人的被害を軽減し、防火管理者は常に管轄消防機関と連絡を密にし、非常災害対策に努めなければならない。

- 二. 事業所は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第13条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二. 虐待防止のための指針の整備
- 三. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四. 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施すること、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 二. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 三. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条

利用者は各種サービス提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(その他運営についての留意事項)

第16条

- 一. 通所介護事業者は、職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 1. 採用時研修 採用後三ヶ月以内
 2. 継続研修 年二回
- 二. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の

内容とする。

- 四. この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は社会福祉法人すみれ福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
 この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。